

官報

号外 昭和四十八年八月二十八日

第七十一回 衆議院會議録 第五十七号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)

議事日程 第五十二号

昭和四十八年八月二十八日

午後二時開議

第一 文部省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 国会議員法等の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 文部省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 国会議員法等の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基

本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

中村梅吉君から、海外旅行のため、九月十日から二十四日まで十五日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月二日

内閣総理大臣 田中 角榮

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「大学学術局」を「大学局」に改め、同条第二項中「管理局」を「学術国際局」に改め、同条第三項中「管理局」に改める。

第七條第十一号の三及び第十一号の四を削る。

第九條(見出しを含む)中「大学学術局」を「大学局」に改め、同条第二号中「を削る」を「並びに次条第一項第二号に定める研究所及び機関を除く」に、「行方」を「行なり」に改め、同条第三号中「並びに学術」を削り、同条第七号中「行方」を「行なり」に改め、「並びに研究者の養成」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に関する事。

第九條第十号から第十七号までを削り、同条第十八号中並びに学術及び「研究者を削り、同条第九号を同条第十号とし、同条の次に次の一条を加える。

(学術国際局の事務)

第九條の二 学術国際局においては、次の事務をつかさどる。

一 学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国立大学附置の研究所及び国立大学共同利用機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

三 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び日本学士院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

四 研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

五 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関する事。

六 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関する事。

七 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

八 学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

九 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十 次のような方法によつて、学術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 学術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十一 教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関する事。

十二 教育、学術及び文化の振興及び普及に係る国際交流に関する事(他部局の所掌に属するものを除く)。

十三 国費による大学及び高等専門学校の教授の国際交換のための候補者の選考に関する事。

十四 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。

十五 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に関する事。

昭和四十八年八月二十八日 衆議院會議録第五十七号 文部省設置法の一部を改正する法律案 国会議員法等の一部を改正する法律案

十六 国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十七 日本ユネスコ国内委員会に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行なうこと。

十八 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。

2 ユネスコ国際部においては、前項第十号に掲げる事務のうち国際的な研究集会その他の催しに関するもの及び同項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条第二項中「教育施設部においては、」を「ユネスコ国際部及び教育施設部においては、」と改める。

第三十三条中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)

2 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(国内委員会の事務処理)

第十八条 国内委員会の事務は、文部省学術国際部において処理する。

2 文部省学術国際局長(次項において「局長」という。)は、会長の一般的監督の下に、前項の事務を処理するものとする。

3 局長は、第一項の事務を処理する場合にお

いて、ユネスコ活動の遂行のため国際慣行上必要があるときは、日本ユネスコ国内委員会事務総長という名称を用いることができる。

理 由

文部省の内部部局として新たに大学局及び学術国際部を設置し、学術国際部にユネスコ国際部を置くとともに、これに伴い、大学学術局及び日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました文部省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、文部省の内部部局として大学局及び学術国際部を設置し、学術国際部にユネスコ国際部を置き、それぞれ所掌事務を定めるとともに、これに伴い大学学術局及び日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止しようとするものであります。

本案は、二月二日日本委員会に付託、六月一日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、七月十九日質疑を終了、八月二十三日奥田委員より、「昭和四十八年四月一日」としている施行期日を「公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める修正案が提出され、趣旨説明の後、討論に入りましたところ、日本共産党・革新共同を代表して中路委員より、公明党を代表して鈴切委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって

修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 国会議員法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第二、国会議員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年八月二十三日

提出者

議院運営委員長 海部 俊樹

国会議員法等の一部を改正する法律
(国会議員法の一部改正)

第一条 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

附 則

1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員法第二十六条の二の規定及び第二条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第五条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

理 由

通勤による災害を受けた国会議員及び国会議員の秘書並びにこれらの者の遺族に対し、公務上の災害に準じた補償等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事中川一郎君。

〔中川一郎君登壇〕

○中川一郎君 ただいま議題となりました国会議員法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国会議員法及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正しようとする

ものでありまして、通勤による災害を受けた国会職員及び国会議員の秘書並びにこれらの者の遺族に対して、公務上の災害に準じた補償を行なうとするものであります。

なお、この法律案は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

本案は、議院運営委員会において起草提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月九日

内閣総理大臣 田中 角榮

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律

(中小企業基本法の一部改正)

第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「商業」を「小売業」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「五千万円(商業)」を「一億円(小売業)」に改め、「一千万円」を「一千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に改め、同号ロ中「商業」を「小売業」に改め、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第三号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第七条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「商業」を「小売業」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「卸売業若しくは」を削り、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業主については百人」に改める。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第五条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業指導法の一部改正)

第六条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第七条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

る事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第九条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「及び資本の額若しくは出資の総額が三千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人若しくは個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、

「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、中小企業者の範囲は、時代の推移に伴い若干の変遷がありました。昭和三十三年、中小企業基本法の制定により、工業等を含む事業者の資本の額または出資の総額は五千万円以下、従業員数は三百人以下に、商業、サービス業を含む事業者の資本の額または出資の総額は一千万円以下、従業員数は五十人以下にそれぞれ定められ、今日に至っております。

本案は、中小企業基本法制定後十年間における企業規模の拡大等の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法を含めて、中小企業関係十八法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定し、よりとするものであります。そのおもな内容は、第一に、工業等を含む事業者の資本の額または出資の総額を現行の五千万円以下から一億円以下に引き上げること。

第二は、商業、サービス業を含む事業者のうち御究り業者について、資本の額または出資の総額を現行の一千万円以下から三千万円以下に引き上げ、従業員数を現行の五十人以下から百人以下に引き上げること。

本案は、去る三月九日当委員会に付託され、四月二十五日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を重ね、七月十八日質疑を終了し、本日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、中小企業関係予算及び財政投融資の大幅な拡充強化と小規模企業に対する施策の格段の充実、中小企業の近代化、知識集約化をはかるための新たな構造改善制度の推進等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

出席国務大臣

文部 大臣 奥野 誠亮君
通商産業大臣 中曾根康弘君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律

都市緑地保全法

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣を経由して公害等調整委員会委員長小澤文雄君から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく昭和四十七年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

(議員死去)

一、福岡県第三区選出議員荒木萬壽夫君は、去る二十四日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

三塚 博君

大幹君

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

内海 清君

渡辺 武三君

予算委員

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

三塚 博君

補欠

林 大幹君

昭和四十八年八月二十八日 衆議院會議録第五十七号 議案に関する報告書

に關する法律案(安永英雄君外三名提出、参法第二五号)(予) 文教委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

覺せい刑取締法の一部を改正する法律案

動物の保護及び管理に関する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会職員法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による機械の登録の特例等に関する法律案

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、文部省の内部部局として、高等教育の拡充整備とその改革に取り組む大学局と、學術の振興と教育、學術及び文化の國際交流の推進に取り組む學術國際局とを設置し、學術國際局にユネスコ國際部を置き、それぞれの所掌事務を定めるとともに、これに伴い大学學術局及び日本ユネスコ國內委員会事務局を廃止しようとするものである。

なお、施行期日は、昭和四十八年四月一日と

している。

二 議案の修正議決理由

本案は、文部行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約千七百六十九万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十八年八月二十三日

内閣委員長 三原 朝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日施行する。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業基本法の制定後における企業規模の拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法その他の中小企業関係法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業基本法の一部改正

中小企業者の範囲(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業について、資本の額又は出資の総額を一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数五十人以下から百人以下に引上げる。

2 中小企業等協同組合法の一部改正

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)第二十四条により、その行為について独禁法の適用を除外される組合とみなされる事業協同組合等の組合員たる事業者の範囲(同法第七条第一項第一号)を次のように改める。

(1) 資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に(卸売業者については一千万円以下から三千万円以下に)引上げる。

(2) 従業員の数を、卸売業者について五十人以下から百人以下に引上げる。

3 中小企業近代化資金等助成法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数を五十人以下から百人以下に引上げる。

4 中小企業退職金共済法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)について、卸売業者の従業員の数を五十人以下から百人以下に引上げるように改める。

5 中小企業近代化促進法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

円以下から一億円以下に引上げる。

6 中小企業指導法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数を五十人以下から百人以下に引上げる。

7 中小企業振興事業団法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数を五十人以下から百人以下に引上げる。

8 中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数を五十人以下から百人以下に引上げる。

に引上げる。

9 下請代金支払遅延等防止法の一部改正

親事業者及び下請事業者の定義(同法第二条)について、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準である資本の額又は出資の総額を五千万円から一億円に引上げるよう改める。

10 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正

環境衛生同業組合が特殊契約締結の相手方とすることのできない者の範囲(同法第八条)を次のように改める。

(1) 商業及びサービス業以外の事業を営む事業者について、資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

11 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正

中小企業者の定義(同法第五条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

12 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、建設業、運送業等を営む事

業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

13 下請中小企業振興法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)について、資本の額又は出資の総額を五千万円以下から一億円以下に引上げるよう改める。

14 商工組合中央金庫法の一部改正

商工組合中央金庫の出資者となることのできる一定の組合等の構成員の三分の二以上を占めるべき事業者の範囲(同法第七条)について、商業及びサービス業以外の事業を営む者の資本の額又は出資の総額を五千万円以下から一億円以下に引上げるとともに、卸売業者の資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げる。

15 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 資本の額又は出資の総額を五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

(3) 中小企業者とされる一定の組合等の構成員たる事業者の範囲を、(1)、(2)と同様に引上げる。

16 中小企業金融公庫法の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 資本の額又は出資の総額を五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

(3) 中小企業者とされる一定の組合等の構成員たる事業者の範囲を、(1)、(2)と同様に引上げる。

17 中小企業投資育成株式会社法の一部改正

中小企業投資育成株式会社の事業の範囲(同法第八条)を次のように改める。

(1) 中小企業投資育成株式会社が新株又は転換株式の引受けの対象とすることのできる株式会社の資本の額を五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 中小企業投資育成株式会社が、通商産業大臣の承認を受けずに新株を引受け、場合の新株の発行後のその株式会社の資本の額の限度(転換株式については、引受け時に株式に転換されたとしての資本の額の限度)を一億円以下から三億円以下に引上げる。

18 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正

中小企業者の定義(同法第二条)を次のように改める。

(1) 工業、鉱業、運送業等を営む事業者についての資本の額又は出資の総額を、五千万円以下から一億円以下に引上げる。

(2) 商業又はサービス業を営む事業者のうち卸売業者について、資本の額又は出資の総額を、一千万円以下から三千万円以下に引上げ、従業員の数に五十人から百人以下に引上げる。

19 この法律は、公布の日から施行する。ただし、下請代金支払遅延等防止法の一部改正及び、

びその経過措置に関する規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

20 経過措置

(1) 定義改正後の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立等の事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものについては、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として事業団と退職金共済契約を締結し、当該積立金の範囲内で一定金額を事業団に納付したときは、七十二月を限度として掛金納付月数に通算する。

(2) この法律の施行の際現に存する商工組合に関する解散命令(商工組合の設立要件の一つである組合員たる資格を有する者の二分の一以上が組合員となるものでなければ設立することができないこととなつていて、要件を欠くに至つたと認めるときに限る。)の規定の適用については、この法律の施行後一年間は中小企業者の定義の改正にかかわらず、なお従前の例による。

(3) この法律の施行前にした行為に対する中小企業等協同組合法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(4) 下請代金支払遅延等防止法改正の規定の施行前にした行為に対する下請代金支払遅延等防止法の罰則の適用については、なお従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業基本法の制定後における企業規模の拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年八月二十八日 衆議院會議録第五十七号 議案に関する報告書

昭和四十八年八月二十八日

商工委員長 浦野 幸男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業基本法制定後十年の経過と最近の中小企業をとりまく内外情勢の変化にかんがみ、長期的視野に立脚した中小企業政策を積極的に推進するため、さらに一層の努力を傾注するとともに、特に本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業関係予算及び財政投融资の大幅な拡充強化を図るとともに、特に小規模企業に対する施策を格段に充実し、中小企業施策が上位規模中小企業に傾斜することのないよう措置すること。

二 中小企業の近代化、知識集約化を図るため、新たな構造改善制度を拡充・推進するとともに、中小企業の事業分野の確保について適切な措置を講ずること。

三 下請中小企業の振興を図るため、振興事業の推進、下請企業振興協会の拡充等を行なうとともに、下請代金支払遅延等防止法の運用を強化し、同法の規制対象から除外される下請関係については、独占禁止法による規制あるいは行政指導により十分対処すること。

四 中小企業の従業員の福利を増進するため、中小企業退職金共済制度の普及改善、社会保険の完全実施、福利厚生施設の整備等、労働福祉対策の拡充に努めること。

衆議院會議録第五十六号中正誤

ページ 段 行

誤

三三

四

二 受領

受領

正

定価 一部 五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(六代)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可